

美容師実技試験課題見直しのための
美容師実技試験部会中間報告書

令和7年12月

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

美容師実技試験課題見直しのための美容師実技試験部会中間報告書

1 はじめに

美容師国家試験は、美容師として業務を行うのに必要な知識と基礎的な技能が備わっているかの2つの観点からそれらを筆記試験及び実技試験により検証することとなっている。

この実技試験の検証について、公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「センター」という。）理事長は、令和5年8月31日付生食発0831第27号（参考参照）により厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から美容師国家試験（実技試験）の見直しに向けた検討が要請されたことを受け、センターに設置する美容師実技試験部会（以下「部会」という。）を開催し、部会において現行のオールウェーブセッティング課題を見直すこととした。

なお、部会において、課題の見直しについては専門的かつ機動的に検討するとともに、新たな視点からの意見を取り入れるため、美容師実技試験部会以外にも人材を求め、委員を1名加えて美容師実技試験課題見直しのための検討小委員会（以下「検討小委員会」という。）を設置することとした。

これまでの検討状況について、中間的に取りまとめたので、ここに報告する。

2 課題見直しのための諸条件の整理

検討小委員会では、以下の要件を満たす課題とすることを前提に検討を行った。

- (1) 美容師としての基礎的技術を検証するのに必要な技法が含まれていること
- (2) 養成課程で教育を受ける基礎的技術を基本とすること
- (3) 美容業界の動向、社会的ニーズにも応えられる技術であること
- (4) 受験者の負担が過度にならないこと
- (5) 審査の基準が明確であり、試験委員が一律（一定）の基準で審査でき、恣意的（主観的）な評価が入りにくいこと

3 課題にすべき技術の検討

見直しに当たり、実技試験課題に導入すべき技術を整理することとした。上記2(2)に基づき養成施設で教授されるセッティング技術を整理し、以下の技術について、導入の可否を検討した。

- (1) ローラーカールによるセッティング技術
- (2) ヘアアイロンによるセッティング技術
- (3) ヘアドライヤーによるセッティング技術
- (4) ピンカールによるセッティング技術
- (5) フィンガーウェーブによるセッティング技術

このうち、平成23年の課題見直しの際にローラーカール技術は同じく毛髪を巻く技術であるワインディング技術との重複を避けるために除外された経緯がある。

加えて、ヘアアイロンやヘアドライヤーによるセッティング技術については、受験者にさらなる経済的負担を強いることや試験会場の電源設備の問題も解決しなければならないことなどから、いずれも課題に決定したとしても解決すべき問題が多いため、導入は困難とされた。また、令和5年7月4日に厚生労働省において行われた「美容師養成施設の在り方に関する検討会」においても、フィンガーウェーブによるセッティング技術とピンカールによるセッティング技術は美容師に必要な基礎的な技術であると結論していることや、見直しの前提となっている社会的ニーズに沿う新たな仕上がりスタイルを構成するために必要な技術としてのフィンガーウェーブとピンカールによるセッティング技術を試験課題に導入することは差し支えないものとされた。

これらの要件を考慮し検討が重ねられた結果、次のフィンガーウェーブ技術とピンカール技術を用いた3種類のスタイルによるセッティング課題がまとめられ、美容師実技試験部会に選定を諮ることとした。

(ア) ノーパート構成によるセッティング課題

分け目を作らず、頭部に沿って後方に流れる流れと襟足に華やかさをもたせたスタイル

(イ) センターパート構成によるセッティング課題

センターに分け目を設け、フロントにボリュームを持たせ、両サイドは後方に流れるスタイル

(ウ) サイドパート構成によるセッティング課題

左側に分け目を設け、両サイドは後方に流れるスタイル

4 部会におけるスタイルの選定

検討小委員会での検討結果の報告を受け、仕上がりスタイルを前提に技術の構成及び課題としての難易度等を検討した結果、上記3(ア)のノーパート構成によるセッティング課題が選定された。その選定理由は次のとおり。

- ・従来の頭部に沿って流すスタイルに加え、後頭部にボリュームをもたせた巻き髪で構成するスタイルであること
- ・成人式や卒業式等の和装等に合わせたスタイルとして多く見られる社会的ニーズに沿って、従来の平面的に流すピンカール技術から立体的に立ち上げるピンカール技術に重点を移し、なおかつ仕上がりを重視したスタイルであること

5 課題作成に必要な諸条件の検討

部会においてノーパート構成によるスタイルが決定されたことを受け、検討小委員会では実技試験課題とする技術の条件、評価基準、持参用具類、審査マニュアルを検討した。

なお、技術の条件等や具体的なスタイルは別添のとおり。

6 今後の検討スケジュール

美容師実技試験課題見直しに係る検討スケジュールは次のとおり。

- ・令和8年度中に中間報告書に対する意見聴取等を踏まえてさらに検討を加え、最終的に美容師実技試験課題見直し結果（以下「新課題」という。）を報告する。
- ・令和8年度中に美容師養成施設に対し、新課題周知のための説明会を開催する。
- ・令和8年度中に美容師実技試験「技術の解説」等、新課題の教材作成に着手し、令和9年度中の完成を目指す。
- ・令和9年度中に審査に必要な採点用マークシートや審査マニュアルを含む委員必携の作成に着手する。
- ・令和10年度中に美容師実技試験委員に対し、審査方法及び審査基準の周知のための研修会を開催し、美容師実技試験委員の養成を図る。
- ・令和11年2月に実施予定の美容師国家試験から第2課題として新課題を導入する。

なお、令和11年2月及び8月の美容師実技試験では、新課題以前のセッティング課題を修学した者への対応として新課題以前のセッティング課題も同時に実施する。

ただし、第2課題はワインディングとセッティング課題のいずれかを抽選することとなっているので、いずれの課題となるかは事前の官報公告により発表する。

1 技術の条件等

技術の条件及び持参用具類は次のとおり。

(1) 技術の条件

- ア スタイルは頭頂部にポイント（以下「A点」という。）を定め、これを中心とした5段のウェーブ構成とする。
- イ A点とは、フロントの生え際から正中線上で奥行き9cmの位置から頭部の左側へ3cm移動した点とする。
- ウ ハーフウェーブ（半円周）をウェーブ1段とする。
- エ ウェーブ1段を概ね3分割し、左側の1/3を左側、右側の1/3を右側、残りの1/3を中心とする。
- オ 1段目はA点を中心に右側がオープンエンドとなる幅6～8cmのフィンガーウェーブを1周作ること。
- カ 2段目はフィンガーウェーブとし、フロントと中央はカウンタークロックワイヤズワインドのスカルプチュアカールをそれぞれ5個作ること。
- キ 3段目はフィンガーウェーブとし、中央にはクロックワイヤズワインドのリフトカールを5個作ること。
- ク 4段目はフィンガーウェーブとし、左右にはリッジを作り、中央にはリッジを作らないこと。
- ケ 最終段はクロックキノールカールを4個作ること。
- コ ピニングは、同一列で同方向とすること。
- サ ピンカールに使用するピンは、ボビーピン（アメリカピン）とし、ピンカール1個に使用するピンは、ボビーピン1本とすること。
- シ シングルピンやダブルピンは補助ピンとして使用し、作業終了後は取り除くこと。
- ス 作業終了後、消毒済の乾燥タオルでモデルウイッグの顔面と首に付着している毛髪やローション又は水を拭き取ること。

(2) 持参用具類

【第1課題カッティングとの共通用具類】

名 称	数量	規 格 及 び 処 理
作業衣	1着	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白色又は淡色のもので上半身の衣服全体を覆うもの
マスク	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白色又は淡色で無地のもの
モデルウィッグ用取付金具	1個	(注1)
器具皿	2枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック製又は金属製のもの ・ 不透明で毛髪の付着等が容易に確認できるもの(注2) ・ 作業中に見やすい位置に「消毒済」及び「使用中」と表示すること
スプレイヤー	1個	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水が入っているもの
除菌用ウェットティッシュ	適量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質表示の成分欄に「エタノール」と明記されていることが外見から確認できるもの ・ ペーパーが乾燥していないもの ・ 「消毒薬」と表示すること
敷物（ビニール製）	1枚	
雑巾	1枚	
汚物入用ビニール袋	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明で無色又は淡色のもの ・ 「汚物入」と表示すること ・ 汚物入に収納することが定められている用具類が十分に収納できる大きさであること
救急ばんそうこう	適量	

注1 作業机に取り付け可能なもので、モデルウィッグの高さが不足する場合は、ジョイントを使用すること。

注2 「不透明」とは、机上の汚れと器具皿の汚れが容易に区別できる程度のものであること。

【セッティング課題用具類】

名 称	数 量	規 格 及 び 処 理
モデルウィッグ	1 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業の目安となるもしくはそのおそれのある植毛、脱毛、染毛、毛髪の切断等による一切の加工又はマーキングがされていないもの(注1)
ボビーピン(アメリカピン)	適量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玉付きでないもの
ピン皿	1 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック製又は金属製のもの ・ 作業中に見やすい位置に「消毒済」と表示すること
コーム	1 本	(注2)
セットローション	1 本	<ul style="list-style-type: none"> ・ アプリケーター又はスポットに収納すること(注3)
シングルピン又はダブルピン	適量	(注4)
乾燥タオル	2 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白色又は淡色で無地のもの ・ 「消毒済」と表示した透明なビニール袋に収納すること

注1 セッティング課題に使用するモデルウィッグは、課題に適したものを各自で選択すること。

なお、作業の目安とならない毛髪の長さや毛量の調整、薬液処理をしてもよい。

ただし、モデルウィッグに課題作成をした痕跡が明らかに残っている場合は、マーキングとみなします。

注2 第1課題で使用したコームは第2課題で引き続き使用できますが、使用中の表示をした器具皿に納めること。

注3 セットローションの濃度は適宜調整すること。

注4 シングルピン又はダブルピンは、補助ピンとして使用します。

2 評価基準

採点方法及び審査基準は次のとおり。

(1) 採点方式

美容の基礎的技術は、受験者の習熟度を作品の仕上がり状態で判定する。具体的には、作業を行う前に使用する用具類等の規格適合状況を審査し、作業終了後には作品の完成度を観察し、基礎的技術の評価基準に応じてその良否を「○」又は「×」で評価する。

(2) 審査基準

審査をする上で最も重要なことは、受験者が養成課程修了者として備えるべき美容の基礎的技術をいかに身に付け、習熟しているかを作品の完成度から見極めることである。

十分に習熟しており、養成課程修了者のレベルに達している、又はやや難点はあるがギリギリ到達していると思われる場合は○とし、マークシートの「○」の欄に、習熟度に難点がある、又は著しく難点があり養成課程修了者のレベルに到達していないと判断した場合は×とし、マークシートの「×」の欄にそれぞれ斜線でマークすることとする。

3 審査マニュアル

審査基準の統一及び審査技術の向上を図るため、次の審査マニュアルを作成する。

第1部 準備時間前の審査

審査番号1 モデルウイッグに対する禁止事項の有無

【ポイント】

☆ モデルウイッグに対する禁止事項の有無を審査する。

【×の対象】

- ① 作業の目安となるもしくはそのおそれのある植毛、脱毛、染毛、毛髪の切断等の加工又はマーキングがされている。
- ② モデルウイッグに課題作成をした痕跡が明らかに残っている。

【留意事項】

- ① 毛髪の長さや毛量の調整、パーマネント及び染毛の薬液処理並びに水又はローションの塗布は事前処理として認める。
- ② 「課題作成をした痕跡が明らかに残っている。」とは、モデルウイッグ審査の際にA点が分かるシェープがされている場合や頭部にピンホールの痕跡やピン類が残っている場合をいう。

第2部 準備時間中の審査

審査番号2 用具類の有無及び規格適合状況

【ポイント】

☆ セッティング課題で使用する用具類のうち、衛生用具類を除いた品目、数量及び規格適合状況を審査する。

【×の対象】

次のいずれかに該当する場合、

- ① セッティング課題で使用する用具類の品目又は数量が不足している。
- ② セッティング課題で使用する用具類の規格に適合していない用具類が机上に出ている。
- ③ セッティング課題で使用する用具類として定められていない用具類が机上に出ている。

第3部 作業終了後の審査

審査番号3 作業終了後の処置状況

【ポイント】

☆ 作業終了後の処置状況について審査する。

【×の対象】

- ① シングルピン又はダブルピンが頭部に残っている。
- ② ピンカールに使用していないボビーピン（アメリカピン）が頭部に残っている。
- ③ モデルウイッグの顔面拭き取りが不十分で、顔面又は首に毛髪、ローション又は水が付着している。

審査番号4 条件違反等

【ポイント】

☆ 未完成や技術の条件と異なる箇所の有無を審査する。

【×の対象】

次のいずれかに該当する場合

① 未完成の場合

- ア ノーパート5段構成が完成していない。
- イ ボビーピンがループに止められていない。

② 条件違反の場合

- ア ノーパート5段構成が技術の条件と異なる。
- イ 段数に過不足がある。
- ウ 左右が逆に作られている。
- エ いずれかのピンカールにボビーピンが2本以上使用されている。
- オ いずれかのピンカールにボビーピン以外の補助ピンが使用されている。

【留意事項】

- ① 「ボビーピンがループに止められていない。」とは、ボビーピンがピンカールのループから外れている、又はぶら下がっている等でループが確実に固定されていない状態をいう。
- ② 「ノーパート5段構成が技術の条件と異なる。」とは、ピンカールの構成部分がフィンガーウェーブであったり、スカルプチュアカールを巻き取める箇所にリフトカールを巻くなど、技術の条件と異なる構成となっている場合をいう。
- ③ 2段目と3段目のカールウェーブが同方向に巻かれている場合は、同方向のピンカールを合わせて1段とする。

審査番号5 ウェーブ構成の良否

【ポイント】

☆ ノーパート5段構成のバランスを審査する。

【×の対象】

次のいずれかに該当する場合

- ① A点の位置が指定箇所と明らかに異なる。
- ② ウェーブ構成が左右、中央のいずれかで頭部の縦1/3になっていない。
- ③ 1段目から5段目までのハーフウェーブの幅やオープンエンドやクローズドエンドの幅がまちまちでバランスが悪い。
- ④ 耳上部のフィンガーウェーブが耳にかかっている。

【留意事項】

- ① A点の指定位置は、フロントの生え際から正中線上で奥行き9cmの位置から頭部左側へ3cm移動した点とする。
- ② 「A点の位置が指定箇所と明らかに異なる。」とは、A点が指定位置から1センチを超えて外れている場合をいう。
- ③ ウェーブ幅の審査は、ハーフウェーブ1段の幅を基準にノーパート5段構成全体のバランスを審査する。
- ④ 「フィンガーウェーブが耳にかかっている」とは、耳介に触れている又は覆いかぶさっている状態をいう。

審査番号6 フィンガーウェーブの良否

【ポイント】

☆ フィンガーウェーブの良否を審査する。

【×の対象】

次のいずれかに該当する場合

- ① ハーフウェーブが半円周になっていない箇所がある。
- ② フィンガーウェーブのいずれかに割れや重なりがある。
- ③ フィンガーウェーブとピンカールのつながりが割れている。
- ④ リッジがない、又は割れている、流れている、つまんで作られている個所がある。

【留意事項】

- ① フィンガーウェーブの審査はハーフウェーブ1段毎に行うこと。
- ② 「フィンガーウェーブとピンカールのつながりが割れている。」とは、フィンガーウェーブとピンカールのシェーブの方向が著しく異なる（45度以上開いている）ために接合部の地肌が見えている状態をいう。
- ③ モデルウィッグの経年劣化と思われる毛量の減少によるフィンガーウェーブの割れは、毛髪の根元からシェーブがされていることが確認できれば審査対象とはしない。
- ④ フィンガーウェーブの良否はハーフウェーブ1段を審査対象とし、作品の完成度により審査事項が重複する場合も有り得ること。

審査番号7 ピンカールの良否

【ポイント】

☆ ピンカールの良否を審査する。

【×の対象】

次のいずれかに該当する場合

- ① ループの大きさがウェーブ幅の2/3ではないピンカールがある。
- ② ループが浮いている、壊れている又はループから毛先が出ているピンカールがある。
- ③ カールスペースが広すぎる又は狭すぎるピンカールがある。
- ④ ピンカールのオーバーラップがループの1/3ではないピンカールがある。
- ⑤ ステムがねじれている又は割れているリフトカールがある。
- ⑥ ステムの方向と角度が地肌から45度の角度で巻き收められていないリフトカールがある。
- ⑦ ループがピボットポイントからズレているリフトカールがある。

【留意事項】

- ① カールスペースはウェーブ幅の1/3とし、ピンカール1列ごとに審査すること。
- ② ピンカールの良否はピンカール1個が審査対象となり、作品の完成度により×の対象が重複する場合も有り得ること。

審査番号8 ピニングの良否

【ポイント】

☆ ピニングの良否を審査する。

【×の対象】

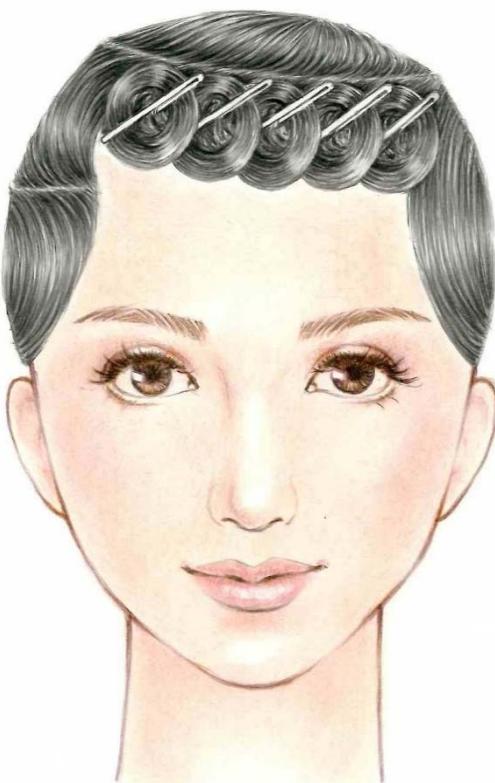
- 同一列で同方向にピニングされていない。

【留意事項】

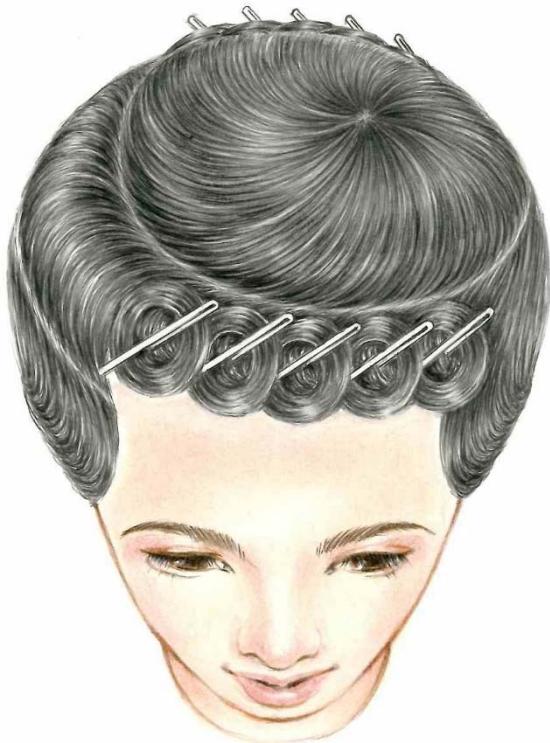
- ① ピニングはループの左右、上下のいずれも可とするが、1列毎に統一していること。
- ② クロッキノールカールのピニングは、両面打ち、片面打ちのどちらでもかまわないこと。

3 スタイル図

正面



天頂



右サイド



左サイド



後 面



参考

生食発 0831 第 27 号
令和 5 年 8 月 31 日

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 遠藤 弘良 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

美容師国家試験（実技試験）の見直しに向けた検討について（要請）

令和 5 年 7 月 4 日の「美容師の養成のあり方に関する検討会」において「「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和 5 年度以降の対応」が了承されたことを踏まえ、以下の事項について要請しますので、関係者と調整を図りつつ、御対応いただくようよろしくお願ひいたします。

- 実技試験課題である「オールウェーブセッティング」の内容の見直し（新たな課題の名称は課題の内容に相応しいものとする）について、理容師美容師試験研修センターにおいて、実技試験課題の基本的事項（※）を踏まえて、具体的なヘアスタイル、技術の条件、解説・図解、採点項目、採点方法、採点基準、審査マニュアル等を検討すること。その際、実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しに当たって必要な試験委員を追加すること。

※ 実技試験課題の基本的事項

- ・ 美容師としての基礎的技術を検証するのに必要な技法が試験内容に十分含まれていること
- ・ 養成課程で教育を受ける基礎的技術を基本とすること
- ・ 美容業界の動向、社会的ニーズにも応えられる技術であること
- ・ 受験者への負担が過度にならないこと
- ・ 審査の基準が明確であり、試験委員が一律（一定）の基準で審査でき、恣意的（主観的）な評価が入りにくいこと

- 他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続き検討・研究を進めること。

（参考）「オールウェーブセッティング」の内容の見直しのスケジュール

- ・ 試験センターにおいて、実技試験部会で検討を開始し、令和 6 年度中に報告書を取りまとめ
- ・ 令和 7 年度までに、技術の条件及び審査マニュアルを策定
- ・ 令和 8 年度から、実技試験委員への周知・指導、美容師養成施設の教員への周知・指導、美容師養成施設における準備等を実施
- ・ 令和 9 年度から、美容師養成施設において実技試験課題の見直し後の内容に対応した教育を開始
- ・ 令和 11 年 2 月の国家試験から、実技試験課題の見直し後の内容の国家試験を実施（令和 11 年 2 月、8 月の国家試験では見直し前の内容の試験も実施）